

4月から  
スタート

## 可燃ごみ有料化 容器包装「プラ」の分別収集

☎住民福祉課環境係 ☎(255)5924



### ■処理手数料

指定袋は、1包 20 枚入りで販売されます。1 包あたりの処理手数料は、15 リットルが 300 円、30 リットルが 600 円それぞれ袋代に上乗せされます。

### ■旧指定袋は

4 月から新しい可燃ごみ袋に交換いたします。旧指定袋 1 枚につき 30 円の手数料を添えて住民福祉課環境係までお持ちください。

※4月から旧指定袋では収集しません。

可燃ごみ指定袋  
容器包装プラ指定袋  
3月上旬・販売開始です

不法投棄  
野焼きは法律違反

## 北部衛生センター 持ち込み可燃ごみ = 一律130円/10kg



4 月から信濃町がごみの減量及び分別化を推進し、指定袋を有料化するにあわせ、北部衛生センターも公平化のためそれに準拠するよう議会で決定されました。

今まで、無料でお引受けしてきた個人持ち込みの可燃ごみは、4 月 1 日から、10 kg につき 130 円徴収します。また粗大ごみ・事業系につきましても同様の取り扱いとなります。ご理解とご協力をお願いします。

☎北部衛生センター ☎(255)2560



## 容器包装プラスチックの分別収集は 4月スタートです

■住民福祉課環境係 ☎(255)5924

現在、可燃ごみとして処分している「容器包装プラスチック」を新たに資源物として分別し、可燃ごみの減量化を図ります。

分別対象の「容器包装プラスチック」には **プラ** マークがあり、次のようなものです。

- **袋類**: レジ袋、日用品等の袋など
- **包装類**: 飴の個包装、野菜や果物のラップなど
- **ボトル類**: シャンプー、洗剤、ドレッシング、医薬品など
- **キャップ類**: ボトル類のキャップなど
- **網・ネット類**: 野菜や果物を入れたネットなど
- **カップ・パック・トレー類**: たまごやカップラーメン容器、コンビニ弁当など
- **緩衝材類**: プチプチシート、果物などのクッション材など ※プラマークがない場合が多い。

### ▼容器包装とは

- ▶ 商品を入れていたもの
- ▶ 商品を包んでいたもの

商品を使ったり食べたりしたときに「不要になるもの」です。

### 注意して 頂きたい事項

- 汚れなどは落とす ⇒ 汚れの落ちないものは可燃ごみ
- 簡単にはがせるラベル・シールは取る ⇒ 無理に取る必要はありません
- ボトル類のキャップは外す ⇒ ボトル圧縮時の事故防止のため
- 二重袋にしない ⇒ 袋類を出す時は、中に容器包装プラを入れない

#### 発泡スチロール /食品トレー



#### ペットボトル



#### プラスチック 製品

